

2025年4月11日

デジタル庁 御中

行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン（案）
についての意見

AI 法研究会 政策提言部会有志 *

* 金侑里香、柴山吉報、寺前翔平、羽深宏樹、古川直裕ほか有志一同

貴庁デジタル社会推進会議幹事会による「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン案」という。）について、下記の通り意見申し上げます。

記

本コメントの作成主体である AI 法研究会政策提言部会有志は、AI に関する法や倫理を研究する任意団体である AI 法研究会において政策提言を行う政策提言部会所属のメンバーを中心にした、本ガイドライン案に対して提案がある上記研究会有志の集まりである。

本ガイドライン案は、政府における AI 利活用の場面で AI によるリスクの適切な管理を実現するだけでなく、政府にとっての調達先、さらには当該調達先の下請における AI によるリスクの適切な管理を実現するものである。このため、我々は、本ガイドライン案は重要な意義を持つものと考え、意見をここに述べるものである。

我々は、本ガイドライン案における①政府の AI 調達に関して AI によるリスクを考慮した調達基準を作成すること、②本ガイドライン案における調達基準はあくまで原則を示すもので個別事案により調達基準の修正等を行うべきこと、③先進的 AI 利活用アドバイザーボードによる支援を行うこと、④各府省庁における AI ガバナンス体制を構築することといった本ガイドライン案の基本事項には賛同するものである。また、「調達チェックシート」、「契約チェックシート」の内容も基本的には賛同するものである。ただし、本ガイドライン案においてより強調すべき点、表現上のニュアンス、比較的細部の考え方等について、以下の通り意見がある。

① チェックシートの個別事案における変更・調整

「調達チェックシート」、「契約チェックシート」の内容はあくまで原則や考え方の視点を示すものであり、個別事案において本ガイドライン案に示されたものを変更・

調整すべきものであることは記載されているが、実際の運用にあたる各府省庁職員にとっては、個別事案の検討のノウハウの不足やごく例外的な場合にのみ変更・調整が許されるという誤解により、実際の運用では、本ガイドライン案のチェックシートが毎回そのまま利用される可能性が高い。個別事案による変更・調整が必要不可欠であり、変更・調整が望ましいことを、強調すべきである。

② 民間事業者の知見の活用等

AI のリスク管理については、民間事業者が豊富な知見を有していることもある。チェックシートの変更・調整について、AI リスク及び法的な知見を持つ民間の知見を活用すべきことを、より明記すべきである。

③ 民間事業者等の声の取入れ

また、本ガイドライン案について随時見直しを行うことの前提として、民間事業者（特に、AI のリスク管理の実務について豊富な知見を有する調達先候補者たる事業者）や市民からの本ガイドライン案に対するフィードバックも随時受け付けるべきであり、本ガイドライン案の表現も例えば以下のように修正すべきである。

- ・ 14 頁下から 8 行目以降「政府全体の生成 AI 施策の動向やガイドライン案の運用状況を踏まえ」を「政府全体の生成 AI 施策の動向やガイドライン案の運用状況、及び民間事業者や市民からのフィードバックを踏まえ」に変更する。
- ・ 37 頁下から 10 行目以降「今後想定されていなかったリスクが顕在化する可能性もあることなどから、政府による生成 AI 調達・利活用ルールについては、随時見直していくこととする。」を「今後想定されていなかったリスクが顕在化する可能性や、逆に過剰な要求によって AI の利活用を不必要に萎縮させてしまう可能性などもあることから、政府による生成 AI 調達・利活用ルールについては、政府全体の生成 AI 施策の動向やガイドラインの運用状況、及び民間事業者や市民からのフィードバックを踏まえ随時見直していくこととする。」に変更する。

なお、本ガイドライン案の重要性に鑑みれば、2 週間という意見募集期間は十分とはいえず、実質的なマルチステークホルダープロセスが実施されているとはいえないように思われる。次回見直しの際には十分な検討期間を設けるべきである。

④ 高リスクではない場合の運用について

本ガイドライン案「6 政府における生成 AI の調達・利活用に係るルール」及び別紙に記載されたプロセスを、「高リスク」以外の場合も全て適用されるとなると、非常に要求が高くなるように思われる。調達チェックシートや契約チェックシートを包括的に評価するプロセスは、原則として高リスク AI のみに適用され、それ以外の AI の利用についてはより簡易な手続を別途明示すべきではないか。

⑤ 本ガイドライン案の適切な運用のための措置

システムのレビュー及び改善要求等を定期的実施し（34 頁において目的外利用がなされていないことの定期的な検証に言及されているが、定期的な検証が必要とされるのは目的外利用に限られない）、また、リスクへの対応について市民を含む利

ユーザーへの説明および不服申し立て機会を付与するなど、本ガイドライン案の適切な運用のため、定期的な検証や利用者からの意見収集を行うべきである。

⑥ 調達先候補者への過大な負担の回避

調達先候補者への過大な負担となりうるような要求事項は避けるべきである。

例えば、「生成 AI システムによる出力に有害なバイアスを含まず、不当な差別を含まない状態としていること」（調達チェックシート要求事項 19）について、これを技術的に担保することは現時点では不可能と思われることから、「生成 AI システムによる出力に有害なバイアスや不当な差別が含まれないよう必要な措置をとっていること」といった表現に修正すべきである。

以上